**平成２９年（フ）第２３０４号**
大阪市西淀川区姫島４丁目６番16号　ネバーランド姫島203号室
債務者　松崎　祐介
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２３０７号**
大阪府箕面市粟生間谷2914―１勝尾寺和純寮、住民票上の住所大阪府堺市中区宮園町６番４―302号
債務者　豆野　文隆
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２３０８号**
大阪府豊中市春日町４丁目17番５―201号
債務者　森　　貴司
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第５６３号**
福岡市博多区昭南町１丁目２番10―102号
債務者　名村　英彦
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２９年（フ）第６７３号**
福岡市西区姪の浜２丁目11番３―1004号
債務者　御法川富美男
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２９年（フ）第７２８号**
福岡市東区大字香椎10番地
債務者　荒津　重和
1　決定年月日時　平成29年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２９年（フ）第２１５３号**
大阪市西成区花園北２丁目３番12号　美寿井マンション　201号
債務者　橋本　晴吉
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２２５７号**
大阪市港区港晴３丁目４番３号　ＣＥＲＥＺＯ朝潮橋　403号、前住所大阪府東大阪市若江本町２丁目５番12号
債務者　藤本　光治
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第４５３号**
東京都東大和市向原３丁目10番地６―207号
債務者　後藤　宣弥
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第１５５号**
静岡県浜松市東区大蒲町79番地の11　コスモシティ305、前住所静岡県浜松市東区子安町340番地の４
債務者　鈴木　美枝
1　決定年月日時　平成29年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月４日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２９年（フ）第１４６号**
静岡市清水区天王東９番27号ロイヤルソワサント102号
債務者　平野　祐輔
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第１７１号**
静岡市清水区向田町３番10号　ファミール向田201号
債務者　松下真由美
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第１７７号**
静岡市清水区下野東１番23―２号
債務者　関野　哲也
1　決定年月日時　平成29年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第１８２号**
静岡市駿河区中島1206番地　有賀アパート203号
債務者　矢口　昭義
1　決定年月日時　平成29年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第１９９号**
静岡県藤枝市郡1030番地の１
債務者　三宅　英美
1　決定年月日時　平成29年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第４５０号**
東京都府中市日鋼町１番地の３日鋼団地24―503
債務者　渡邊　奈穂
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月16日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部